

防衛省政策会議 議事要旨

日時：平成22年2月9日（火）午前8時00～9時15分

場所：参議院議員会館 第1会議室

防衛省出席者：榛葉防衛副大臣（途中退席）、長島防衛大臣政務官、楠田政務官

議題：①ハイチにおける自衛隊部隊によるPKO活動について

②米国のQDR（4年毎の国防計画見直し）及びBMDR（弾道ミサイル防衛見直し）について

③在日米軍及び海兵隊の意義・役割について

楠田政務官の司会により進行。

1. 冒頭、榛葉副大臣より、公務員制度改革関連法案について、防衛省関連の改正も行われ、内閣委員会において法案審議がなされる旨説明。引き続き議題①について国際協力課長、議題②について調査課長及び弾道ミサイル防衛室長、議題③について日米防衛協力課長から説明。

2. 意見交換

【米国のQDR（4年毎の国防計画見直し）及びBMDR（弾道ミサイル防衛見直し）について】

- サイバー攻撃について、QDRでは外国政府との協力を言及しているが、日本政府としてどのような対応を取ろうとしているのか。また、武器輸出三原則等との関係はどのようになるのか。

（調査課長）

日本においては、内閣官房が中心となり、関係省庁及び産業界と連携をとりながら、サイバー攻撃への対策に取り組んでいる。日米間の協力については、これから始まるものとする。武器輸出三原則等との関係については、今後議論してまいりたい。

- 前回のQDRと比べ、予算面での変化はあるのか。

（調査課長）

QDRは具体的な予算について詳述しているものではないが、2011年度のアメリカの国防予算案は、前年度に比し2.1%上昇し、総額7,082億ドルになるものと承知している。今回のQDRはF-22の新規調達は盛り込まない一方で、アフガニスタンで使用するヘリコプターの機数増加の必要性について盛り込むなど、戦略的優先事項を踏まえたメリハリのついた戦力設計の方向が示されている。

- QDRによると、「グアムを地域における安全保障に係る活動のハブにする」とのことであるが、グアムに集中的に戦力を配置するということか。

(調査課長)

QDRでは、日米間で合意した米軍再編のロードマップについて、在日米軍の長期プレゼンスを保証するとともに、グアムを「地域における安全保障に係る活動のハブ」とするものとして言及している。

- QDRによると、「米軍の戦力については、二つの主権国家による攻撃への対処能力を保持する」とのことであるが、旧来の二正面作戦からどのような変化が起こっているのか。

(調査課長)

複雑化する安全保障環境の下、従来の二つの大規模地域紛争対処を想定するのみでは不十分であり、二つの主権国家による攻撃への対処を含めて更に多岐にわたる作戦を遂行するための能力をベースとする戦力設計を意図しているものと承知している。

【在日米軍及び海兵隊の意義・役割について】

- 防衛省政策会議において、与党三党の沖縄基地問題検討委員会における議論の経緯や資料をその都度示して情報共有をしてほしい。

(榛葉副大臣)

検討委員会では機微な問題も含めて議論しているので、全ての情報を開示することは出来ないが、可能な情報については、皆様方と共有してまいりたい。

- 現行の米軍再編計画によると、沖縄に配置されている海兵隊については、司令部がグアムに移り、実戦部隊が沖縄に残ると公表されているが、司令部と実戦部隊との距離がそれだけ離れていて問題ないのか。

沖縄に配置されている海兵隊の部隊は、ME F（海兵機動展開部隊）、ME B（海兵機動展開旅団）、ME U（海兵機動展開隊）のどれに当たるのか。また、実際に沖縄に配置されている海兵隊の兵員数はどれほどか。かかる観点から踏まえて、海兵隊の持つ抑止力について議論すべき。

(長島政務官)

沖縄に配置されている海兵隊はME Fであるが、基本的に運用されているのは最小単位であるME Uである。このME Uを常時展開させておくことにより、ME Fの司令部をグアムに移したとしても、海兵隊の抑止力については問題がないものとする。また通信インフラの発達によって、司令部と実戦部隊が離れていても問題がないものとする。

(日米防衛協力課長)

沖縄に配置されている海兵隊の兵員の実員数は、時期・状況によって変動しているが、平成20年9月末時点での定員は、約12,400人である。

【その他】

- F-Xについての検討状況はどうなっているのか。F-Xは、機密性が高く、かつ高価な装備であるので、秘密保持に留意しながら、脅威認識、機種の能力、適正価格等を議論する場を国会に設けることが必要ではないか。

(長島政務官)

現在検討を続けている。防衛大綱の見直しの際に、日本としてどのような戦闘機を持つべきなのか、議論してまいりたい。

- 日本が原子力潜水艦を保有することについて、法的な問題はあるのか。

(高橋大臣官房審議官)

原子力基本法は原子力の利用を平和目的に限定しており、原子力を殺傷力・破壊力としては利用せず、推進機関として利用する場合であっても、原子力を動力とするシステムが民間の商船等に導入され、一般的に利用されていれば、いわゆる一般化理論によって、自衛隊の潜水艦の動力を原子力推進にすることについて、法的な問題は生じないという趣旨の国会答弁を政府は行っている。

(以上)